

【地方独立行政法人広島市立病院機構定款】

◆目的（第1条）
この地方独立行政法人は、広島市の医療施策上必要な救急医療、高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

◆業務の範囲（第16条）
法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 (1) 医療を提供すること。
 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 (3) 医療に関する地域支援を行うこと。
 (4) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
 (5) 障害者支援施設を運営すること。
 (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合において、市長から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。
 3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

【広島県保健医療計画 広島二次保健医療圏（H25年度～H29年度）】

医療計画に記載する事項（医療法第30条の4）
5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）及び在宅医療

◆「安全な暮らし」を支える保健医療提供体制

- がん対策
 - 地域がん診療連携拠点病院（広島、安佐）
 - 放射線治療の機能分担と連携（広島）
- 脳卒中对策
 - 急性期の医療体制（広島/救命救急センター）
 - 中途障害者のリハビリテーション（総リハ）
- 急性心筋梗塞対策
 - 急性期の医療体制（広島/救命救急センター）
 - 心不全の地域連携サポート体制（安佐/地域心臓いきいきセンター）
- 糖尿病対策
- 精神疾患対策
- 救急医療対策
 - 初期～二次救急医療（広島、舟入、安佐）
 - 三次救急医療（広島/救命救急センター、安佐（実質的な三次救急））
 - 保健医療圏内唯一の救急医療コントロール機能病院（広島）
 - 救急医療コントロール機能における支援病院（舟入）
- 災害医療対策
 - 地域災害拠点病院・DMAT指定医療機関（広島、安佐）
- へき地医療対策
 - へき地医療拠点病院としての医師派遣（安佐）
- 周産期医療対策
 - 総合周産期母子医療センター（広島）
- 小児医療対策
 - 小児救急医療拠点病院（舟入）
- 在宅医療対策 ※安芸市民病院の記載は省いている。

【広島県感染症予防計画（H24年4月）】

◆感染症の医療提供体制 ○第二種感染症指定医療機関（舟入）

【中期目標への記載項目（案）】 [●は中期目標に記載する法定項目]

●中期目標の期間（法第25条第2項①）
平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間

●住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（法第25条第2項②）

- 市立病院として担うべき医療
 - 広島市民病院、安佐市民病院
 - 舟入市民病院
 - リハビリテーション病院・自立訓練施設
 - ・救急医療
 - ・周産期医療
 - ・がん診療
 - ・小児医療、小児救急医療
 - ・リハビリテーション医療・自立訓練
 - ・感染症医療
 - ・災害時医療
 - ・へき地医療
- 医療の質の向上
 - 医療需要の変化、医療の高度化への対応
 - 医療の標準化の推進
 - チーム医療の推進
 - 医療の安全確保の徹底
 - 医療に関する調査・研究の実施
- 患者の視点に立った医療の提供
 - 病院情報の提供
 - 法令・行動規範の順守
 - 患者等への適切な医療情報の提供、説明
 - 相談機能の強化
 - 患者サービスの向上
- 地域の医療機関等との連携
 - 地域の医療機関との役割分担と連携
 - 地域の医療機関への支援
 - 保健機関、福祉機関との連携
- 市立病院間の連携の強化
- 保健医療福祉行政への協力

●業務運営の改善及び効率化に関する事項（法第25条第2項③）

- 業務運営体制の確立
- 人材の確保、育成
 - 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保
 - 事務職員の専門性の向上
 - 研修の充実
- 弾力的な予算の執行、組織の見直し
- 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり
 - 病院の実態に即した人事・給与制度の構築
 - 適切な役割分担と業務の負担軽減
 - ワーク・ライフ・バランスの推進
- 外部評価等の活用

●財務内容の改善に関する事項（法第25条第2項④）
経営の安定化の推進

●その他業務運営に関する重要事項（法第25条第2項⑤）
安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

【世界に誇れる「まち」の実現に向けて ー市政推進に当たっての基本コンセプト ー（H23年12月）】

◆「ワーク・ライフ・バランスのまち」の実現に向けた取組の方向性

○保健・医療の充実

- ・広島市民病院を中心とした救急搬送受入機能の強化
- ・がん診療について、市内の4基幹病院（広島市民病院、広島大学病院、県立広島病院、広島赤十字・原爆病院）の機能分担・連携の推進

【第5次広島市基本計画（H21年度～H32年度）】

◆適切な医療提供体制の確保（基本方針）
かかりつけ医の普及や母子の総合医療・小児医療の充実、医師の確保や市立医療機関の整備など、地域医療体制の充実に取り組むとともに、夜間救急医療の充実など救急医療体制の円滑な運営を図る。

- 地域医療体制の充実
 - 安佐市民病院の建て替え等の検討
- 救急医療体制の円滑な運営
 - 既存の救命救急センターに安佐市民病院を加えた地域バランスのとれた救急医療体制の整備（三次救急医療）
 - 市立病院で救急医療に携わる医師の確保・養成（後期研修医の活用等）

【広島市障害者計画（H25年度～H29年度）】

◆地域生活支援の充実（施策の方向性）

○リハビリテーションサービスの充実

- ・総合リハビリテーションセンター等において、中途障害者等の社会復帰を促進します。

【広島市健康づくり計画 元氣じゃけんひろしま21（第2次）（H25年度～H34年度）】

◆社会全体で健康を支え守るための社会環境の整備に取り組みます（基本方針③）

【課題】

○市立病院は、市民の命と健康を守るため、救急医療等の政策医療を積極的に担うとともに、現在の医療水準の維持・向上を図り、より高いレベルの医療を提供するなど、引き続き、市立病院に求められる役割を果たしていく必要がある。

【広島市地域防災計画（H24年10月修正）】

◆災害応急対策（医療・救護対策）等

- 医療救護班の編成及び災害時における医療・助産活動の実施（市立病院及び各区健康長寿課等から編成）
- 災害拠点病院である広島市民病院及び安佐市民病院は、災害時に適切な医療の提供を行えるよう、建物の耐震化、ライフライン機能の拡充、備蓄等の充実に努めるものとする。

【安佐市民病院建替えに係る基本構想（H25年3月）】

◆安佐市民病院が担う医療機能

- 高度で先進的な医療機能の拡充
- 北部地域の病院支援と患者の受入の拡充
- 地域に根差した医療機能等の拡充
- 患者の視点に立った医療の提供
- 働きやすい職場環境の整備